

～凍結精子の保存延長・廃棄について～

1年毎に「凍結精子保存延長同意書」または「凍結精子廃棄同意書」に必要事項を記入し手続きしてください。
保存期限を過ぎても提出がない場合は、保存更新の意思がなく保存精子の所有権を放棄したものとみなし、保存精子の処分権は当院に帰属し、廃棄させていただきます。

尚、複数回分の凍結精子が残っている場合は、基本的には初回凍結日を基準とします。

申請書の入手方法

下記のいずれかの方法です。

- ①当院に直接ご来院して受取る（9時～11時、15時～17時に来院ください）木・土は AMのみ
- ②当院ホームページよりダウンロードして印刷
- ③郵送をご希望の場合、郵送を希望される旨と84円切手を貼り宛名を記入した返信用封筒を郵送

保存延長のお手続き方法

・手続き期間：**初回凍結日の翌日から1週間以内**

・保険での保存延長 or 自費での保存延長

※保険での保存延長の対象の方：保険で凍結した方 且つ 1年以内に治療される方

・自費での保存延長の場合の1年間の精子凍結年間保存維持料は、16,500円となります。

（※2022年4月1日～料金改定を行いました。）

※保険での延長料金に関しては当院へ確認してください。

◎当院受付に提出 ※保険での延長の方は必ず当院へ来院してお手続きしてください。郵送不可。

記入済みの「凍結精子保存延長同意書」

精子凍結年間保存維持料1年分（16,500円）←保険での延長は料金が異なります

診察券

上記をお持ちの上、診察時間内に当院受付にお越しください。

◎郵送で提出

下記の口座へ精子凍結年間保存維持料1年分（16,500円）を入金後、

記入済みの「凍結精子保存延長同意書」

84円切手を貼った返信用封筒（申請書のコピーと領収書を郵送するため）

振込の際の振込用紙・明細票などの原本またはコピー（※手続きに必要です。必ず同封ください）

を併せて封筒に入れ、封筒表面に「申請書在中」と記載して当院まで郵送してください。

確認の上、後日当院より申請書のコピーと領収書を郵送します。

※必要書類の足りない場合は手続きを行うことができません。

振込先 銀行名：中国銀行 福山南支店 （店番号：323）

口座番号：1690408

口座名義：イリョウホウジン ユウソウカイ リジチュウ ヨシダ ソウイチ
医療法人 雄壮会 理事長 吉田 壮一

※振込みに関する手数料は別途患者様負担となります。

廃棄のお手続き方法

◎当院受付に提出

記入済みの「凍結精子廃棄同意書」をお持ちの上、診察時間内に当院受付にお越しく下さい。

◎郵送で提出

記入済みの「凍結精子廃棄同意書」

84円切手を貼った返信用封筒（同意書のコピーを郵送するため）

を併せて封筒に入れ、封筒表面に「申請書在中」と記載して当院まで郵送してください。

※廃棄をご希望でも **必ず初回凍結日までに凍結精子廃棄同意書をご提出**ください。

※凍結精子廃棄同意書の提出が **初回凍結日までに**行われていなければ**料金が発生**いたします。

※廃棄同意書のご提出後、初回凍結日前に廃棄を行う場合もありますので、ご了承ください。

※廃棄施行の連絡は基本いたしません。

※返信用封筒が入っていない場合、同意書のコピーの郵送不要の意向とみなし、コピーは郵送いたしません。

お手続きについてご不明な点がある場合、
初回凍結日の1～2か月前までに診察日の
9時～11時または15時～17時（木・土は AMのみ可）に
当院までお問い合わせください。